

大規模地震対応マニュアル

令和7年3月

三重県議会

「大規模地震対応マニュアル」について

三重県議会では、東海地震に関する事前の情報及び東海地震等の大規模地震の発災時に適切に対応できるよう、平成16年10月13日の代表者会議で「大規模地震に関する申し合わせ」を定めた。

その後、東南海・南海地震、さらにはこれらが同時発生することにより甚大な被害が想定される3連動地震などに対応するため、県当局においても「三重県地域防災計画」を始めとするさまざまな防災対策の見直しや整備が進められてきた。

県議会では、東日本大震災の発生を契機に、今後の大規模地震に対する議会の備えや役割の参考とするため、宮城・岩手両県議会に現地調査に出向くなどして各県議会の対応実例等を調査したことを踏まえ、平成24年3月16日の代表者会議で申し合わせの改正を行うとともに、同申し合わせに基づく「大規模地震対応マニュアル」を議長において定めた。

また、県当局において津波警報等にも対応できるよう「三重県地域防災計画」が改正されたことを受けて、平成27年12月18日の代表者会議で申し合わせの改正を行い、同時に本マニュアルの改訂も議長において行った。

さらに、平成30年6月、近年の大規模災害の発生等に鑑み、三重県議会基本条例において議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備するとともに、検討会を設置して検討を重ね「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」等を策定した。これらの内容との整合性を図るとともに、国や県当局の当面の防災対応も踏まえ、令和元年、本マニュアルの改訂を行った。

これらに加えて、令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたことや、能登半島地震を受けて令和7年2月に実施した、実践的な安否確認訓練の結果を踏まえ、同3月、本マニュアルの一部改訂を行った。

議員各位には、常に本マニュアル又は同携帯版を携行され、万一の際には、議会として迅速、的確に対応できるようにしていただきたい。そのために、本マニュアルに基づく防災訓練を年1回程度実施することとする。

なお、本マニュアルは、台風等の風水害による大規模災害発生時にも準用するものとする。

令和7年3月

【ポイント】

- (1) 大規模地震（津波）発生から72時間経過後最初に到来する午後1時までの初動期の対応に重点を置いて、正副議長及びその他の議員の役割と取るべき行動を記載している。
- (2) 多くの議員が登庁している「本会議等開催中」と、地域での活動が中心となっている「休会・閉会中」に区分して整理し、「本会議等開催中」はさらに「本会議」、「委員会等」などに区分して記載している。
- (3) 安否報告や情報伝達について具体的な方法を記載している。
- (4) 議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達は、緊急時を除いて正副議長を経由することとしている。
- (5) 発災から72時間経過後最初に到来する午後1時に三重県議会災害対策会議を開催（自動招集）し、その後の議会の対応を協議、決定することとしている。
- (6) 本マニュアルは、議員の行動に主眼を置いて整備されており、別に定める事務局職員のマニュアルと合わせて、「議会マニュアル」として活用することとしている。

目 次

大規模地震に対する申し合わせ	1
大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表	2
1 基本的な対応	
(1) 初動期における議員の役割	3
(2) 安否の報告方法	4
(3) 情報共有、情報伝達	5
2 状況別対応マニュアル	
(1) 本会議等開催中	6
・南海トラフ地震「臨時情報」発表	
・大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(2) 休会・閉会中	9
・南海トラフ地震「臨時情報」発表	
・大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
資料・様式	
大規模災害に対する議会の対応事例	11
安否報告書（様式1）	13
情報伝達票（様式2）	14
視察に関する情報提供書（様式3）	15

大規模地震に関する申し合わせ

平成16年10月13日 代表者会議了承
 平成19年 9月11日 代表者会議一部改正
 平成24年 3月16日 代表者会議一部改正
 平成27年12月18日 代表者会議一部改正
 令和 元年 6月27日 代表者会議一部改正

議員は、下表の区分により、この申し合わせ及び議長が別に定めるマニュアルにしたがって行動する。三重県沿岸に津波警報が発令された場合は、震度5弱、三重県沿岸に大津波警報が発令された場合は、震度5強の地震が発生した場合に準じて原則行動する。(※)

大規模地震発生可能性		本会議等開催中	休会・閉会中
大規模地震発生後	「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行する。 ※ただし、本会議中、議長は必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定する。 また、委員会等開催中にあっては、委員長等は必要に応じて休憩を取り、状況を确认后、会議を再開し出席委員等に伝え、閉会又は続行を決定する。	最新情報に十分注意し、平常活動を継続する。
	県内において震度5弱の地震が発生したとき(※)	(本会議) 議長は暫時休憩し、議会運営委員会に諮り、延会又は継続を決定する。 (委員会等) 委員長等は、閉会又は議事の継続を決定する。 (延会した場合の議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合には登庁し、議会の対応を総括する。 震度5弱の市町を選挙区に含む議員及び震度や選挙区に関わらず被害のある議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
	県内において震度5強以上の地震が発生したとき(※)	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を閉会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。 すべての議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
県内において震度5弱以上の地震発生後(※)		地震発生の中から起算して72時間経過後最初に到来する午後1時から三重県議会災害対策会議を開催(自動招集)し、議会の対応を協議する。 議長は、三重県議会災害対策会議を開催する必要がある場合又は開催日時や場所を変更する必要がある場合は、その旨、関係者に通知するものとする。 他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として地域において被災状況の調査等、災害支援活動に当たる。	

議会事務局は、南海トラフ地震臨時情報及び地震発生時の被害状況、救援・救護体制、緊急対策等の情報を防災情報システム等から入手し、電子メール又はFAX等により全議員へ提供する。

大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表

	配備基準	体制	設置される機関	参集人員	議会事務局	マニュアル の適用
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・注意)	準備	—	配備要員	総務課 指定職員	○
	県内に震度4 津波注意報 隣接府県に震度5強以上	準備	—	配備要員	—	—
	県内に震度5弱 (三重県沿岸に津波警報)	警戒	災害対策本部	配備要員	指定職員 (各課1名)	○
	県内に震度5強以上 (三重県沿岸に大津波警報)	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○
風水害	波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報	準備	—	配備要員	—	—
	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮警報、風水害にかかる特別警報	警戒	災害対策本部	配備要員	—	—
	県内全域にわたって風水害等が発生又は予想されるときに知事が必要と認めたとき(甚大な被害)	非常	災害対策本部	全職員	全職員	○ (準用)

1 基本的な対応

(1) 初動期における議員の役割

大規模地震（津波）発生後の初動期（発災直後～72時間経過後最初に到来する午後1時）における議員の役割と対応は、次のとおりとする。

【正副議長】

- ① 議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。
交通の途絶又は規制により、公共交通機関や自家用車での登庁が困難と考えられる場合は、公用車（緊急通行車両の届出済）により登庁する。
- ② 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。
- ③ 情報の収集、伝達にあたる。
執行部（災害対策本部）からの情報を議員に伝達するとともに、議員からの情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。
- ④ 三重県議会災害対策会議の開催に向けて、最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

【その他の議員】

- ① 速やかに**議員安否確認フォーム**又は「安否報告書」（様式1）等（電子メール、FAXのほか、安否報告書の記載項目を伝達できる同等の手段。以下同じ。）により事務局に安否を報告し、連絡体制を常時確保する。
- ② 議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害支援活動にあたる。（同一又は隣接選挙区の議員とも連携する）
- ③ 議員間で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、電子メール又は「情報伝達票」（様式2）等（電子メール、FAXのほか、情報伝達票の記載項目を伝達できる同等の手段。以下同じ。）により事務局を経由し、議長に連絡する。
ただし、人命に関わる緊急を要する場合にあっては、執行部（災害対策本部）等に対し直接連絡するものとする。
- ④ 常に事務局との連絡手段を確保し、電子メール又は「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

【三重県議会災害対策会議】

地震（津波）発生時から起算して72時間経過後最初に到来する午後1時から三重県議会災害対策会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。

(2) 安否の報告方法

議員は、「県内に震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）」又は「選挙区内の市町に震度5弱（津波警報）」の地震（津波）が発生した場合は、次の順序の方法により、速やかに事務局に安否等を報告する。ただし、被害がある場合は、震度等や選挙区にかかわらず報告する。

① 議員安否確認フォーム

記載のQRコードからアクセスし、フォームに必要内容を記載する。



② フォームでの回答が難しい場合

1. メール

- ・パソコン又は携帯電話から安否等を

議会事務局 gikaig@pref.mie.lg.jp に送信する。

2. FAX

- ・「安否報告書」（様式1）を記入し、

議会事務局 059-229-1931 へ送信する。

3. 電話

- ・安否等（様式1の項目）を

議会事務局 059-224-2874 へ報告する。

- ・一般電話がかかりにくい場合は、公衆電話（災害時に優先的につながる）を利用する。
- ・正副議長は、災害用携帯電話を利用する。

4. 災害用伝言ダイヤル（大規模災害発生時にNTTが開設）

【議員から報告する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって安否等を録音する。
- ・登録する電話番号は、**議員名簿記載の自宅又は事務所の電話番号** とする。

【事務局からの連絡事項を確認する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって内容を確認（再生）する。
- ・確認する電話番号は、**議会事務局 059-224-2869** とする。

※登録する電話番号は固定電話の番号に限られるが、録音、再生は携帯電話を含め、すべての電話から可能である。

(3) 情報共有、情報伝達

大規模地震（津波）発生時における議員間及び議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達については、情報の重複や混乱を避けて迅速な情報共有を図るとともに、執行部（災害対策本部）の災害対策活動にも配慮するため、次のとおりとする。

【防災みえ. j p】

執行部（災害対策本部）が市町等の防災関係機関から収集した被害情報、気象庁等による気象情報など

- ① 各議員が三重県ホームページの「防災みえ. j p」にアクセスする。
<http://www.bosaimie.jp/>
- ② 事務局が同様の情報を「防災情報システム」等から入手し、必要に応じて全議員に電子メール又はFAX等で送信する。

【執行部（災害対策本部）からの情報】

- ① 執行部（災害対策本部）から議員に対して情報提供があった場合は、正副議長が確認のうえ、事務局から全議員に電子メール又はFAX等で送信する。
- ② 事務局が執行部（災害対策本部）から入手した情報については、正副議長が確認のうえ、必要に応じて全議員に電子メール又はFAX等で送信する。

【議員からの情報】

- ① 各地域において災害支援活動にあたっている議員から電子メール又は「情報伝達票」（様式2）等により情報提供があった場合は、正副議長が確認のうえ、必要に応じて議員、執行部（災害対策本部）、その他関係機関へ伝達する。
- ② 情報に対する回答や対応があった場合は、正副議長を経由して議員に伝達する。

【国・関係機関等の視察】

- ① 国や関係機関等が被災地の調査等を行う場合、議長は被災地域の選出議員に、電子メール又はFAX等で視察に関する情報提供書（様式3）を送信する。
- ② 被災地域の議員は、視察時までの間、県議会と地元との調整や地元市町の支援に努めるとともに、視察にあたっては、復旧・復興の支障とならないよう配慮しながら、可能な限り同行し、地元の要望等を的確に伝える。

※ 電子メール、FAX等で連絡できない場合は、災害伝言ダイヤルを利用する場合があるので、議員は、1日1回以上確認する。（「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、議会事務局 059-224-2869の内容を確認する。）

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中

段 階	事 項	行 動 内 容
南海トラフ地震「臨時情報」発表	【情報伝達】 ① 本会議	- 議長は、事務局長から「臨時情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席議員に伝える。原則として議事は続行する。 - ただし、議長は必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定する。
	② 委員会等	- 委員長等は、書記から「臨時情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席委員等に伝える。原則として議事は続行する。 - ただし、委員長等は必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、会議を再開し出席委員等に伝え、閉会又は続行を決定する。
	③ 不在、欠席議員	「臨時情報」発表は、事務局から連絡する。 - 最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。
大規模地震発生後 (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報が発令された後)	【会議開催中の対応】 ① 本会議	- 議長は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、事務局長から報告される。) 《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》 - 議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、ただちに延会を宣告し、安全確保を呼びかける。 《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》 - 議長は、ただちに議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。) - 議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、延会又は議事の継続を宣告する。
	② 委員会等	- 委員長等は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、書記から報告される。) 《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》 - 委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、ただちに閉会を宣告し、安全確保を呼びかける。

段 階	事 項	行 動 内 容
3時間以内	【安否確認、情報伝達】 ① 正副議長	《震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合》 ・委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定する。（必要に応じて執行部の意見を求める。） 《震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）又は震度5弱（三重県沿岸に津波警報）で延会となった場合》 ・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。 ・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。
	② その他の議員	・その他の議員は、事務局による安否確認及び情報伝達を受けた後、できる限り速やかに退庁する。 帰宅後は、 議員安否確認フォーム又は「安否報告書」 等により事務局に安否（家族、家屋等）を報告する。
	③ 不在、欠席議員	・登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。 ・速やかに 議員安否確認フォーム又は「安否報告書」 等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。
発災後72時間以内	【災害対策活動】 ① 正副議長	・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。 ・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。 ・三重県議会災害対策会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。
	② その他の議員	・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害支援活動にあたる。 ・地域機関や各市町の災害対策本部で情報収集を行う場合は、職員等の災害対策活動の支障とならないよう配慮する。 ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、電子メール又は「情報伝達票」等により事務局を経由し、議長に連絡する。 ただし、人命に関わる緊急を要する場合にあっては、執行部（災害対策本部）等に対し直接連絡するものとする。 ・常に事務局との連絡手段を確保し、 議員安否確認フォーム又は「安否報告書」 等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

段 階	事 項	行 動 内 容
発災後 7 2 時間経過後の最初に到来する午後 1 時	【三重県議会災害対策会議】	・地震（津波）発生時から起算して 7 2 時間経過後の最初に到来する午後 1 時から三重県議会災害対策会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。 ・議長が開催する必要があると認める場合、又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。 ※ 以降の対応は、三重県議会災害対策会議の決定に従うものとする。

(2) 休会・閉会中

段 階	事 項	行 動 内 容
南海トラフ地震「臨時情報」発表	【情報伝達と対応】 ① 情報伝達 ② すべての議員	・「臨時情報」の発表は、事務局から連絡する。 ・議員は、最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。
大規模地震発生後 (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報が発令された後)	【安否報告、情報伝達】 ① 正副議長 ② その他の議員	《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》 ・正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 ・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 ・震度5弱(津波警報)の市町を選挙区に含む議員及び震度等や選挙区に関わらず被害のある議員は、速やかに議員安否確認フォーム又は「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。
3時間以内	① 正副議長 ② その他の議員	《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》 ・正副議長は、速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 ・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 ・すべての議員は、速やかに議員安否確認フォーム又は「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。
発災後72時間以内	【災害対策活動】 ① 正副議長 ② その他の議員	・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。 ・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。 ・代表者三重県議会災害対策会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。 ・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策支援活動にあたる。 ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、電子メール又は「情報伝達票」等により事務局に連絡する。

段 階	事 項	行 動 内 容
発災後 7 2 時間経過後 最初に到来 する午後 1 時	【三重県議会災害対策会 議】	（緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。） なお、人命に関わる緊急を要する場合にあっては、執行部（災害対策本部）等に直接連絡するものとする。 ・常に事務局との連絡手段を確保し、電子メール又は「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。 ・地震（津波）発生の日時から起算して 7 2 時間経過後最初に到来する午後 1 時から代表者三重県議会災害対策会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。 ・議長が開催する必要があると認める場合又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。 ※以降の対応は、代表者三重県議会災害対策会議の決定に従うものとする。

資料・様式

大規模災害に対する議会の対応事例

【兵庫県議会】

- H 7. 1. 1 7 阪神・淡路大震災
 1. 1 8 各会派代表者会議
 ・被災状況の把握
 ・災害対策特別委員会の設置決定
 ・各会派から知事への申し入れ
 1. 2 5 全常任委員会
 1. 2 9 臨時会

【愛知県議会】

- H 1 2. 9. 1 1 東海豪雨
 9. 1 4 議会運営委員会
 ・被災状況の把握（執行部から）
 9. 2 2 団長会議
 9. 1 9 本会議（9月定例会開会日）
 ・復興への決意表明
 9. 2 7 本会議
 ・災害関連議案の可決
 9. 2 8 県議会災害調査団の派遣
 ・3班体制、38名
- H 2 0. 8. 2 6 平成20年8月末豪雨
 9. 9 団長会議
 ・被災状況の聴き取り
 9. 1 2 議会運営委員会
 ・被災状況の聴き取り
 9. 1 7 建設委員会による現地調査
 9. 1 8 本会議（定例会開会日）
 ・復興への決意表明
 1 0. 1 0 本会議（閉会日）
 ・災害関連予算の可決
 ・意見書案の可決

【宮城県議会】

- H 2 3. 3. 1 1 東日本大震災
〃 本会議（発災 20 分後に議場外で開催）
・「会議を開催できる時まで」会期延長
3. 1 5 本会議（閉会日）
・大震災対策調査特別委員会の設置
・決議案の可決
3. 1 7 知事に対する緊急要望
〃 国に対する緊急要請（3 県議会議長合同）
3. 2 5 教育委員会に対する人事異動凍結の申し入れ
3. 2 9 特別委員会
・被災状況、対策の聴き取り
4. 1 政府調査団の派遣要請
4. 1 1 特別委員会
・復興基本方針の調査
4. 1 4 ～ 特別委員会による現地調査
・5 日間、延べ 112 名

【三重県議会】

- H 1 6. 9. 2 9 台風 2 1 号と秋雨前線による豪雨
1 0. 6 防災生活振興常任委員会による現地調査
1 0. 1 4 全員協議会
・被災者への緊急支援策
- 1 0. 1 9 県土整備企業常任委員会による現地調査
- 1 1. 1 臨時会
・災害対策予算の可決
- H 2 3. 9. 2 台風 1 2 号
9. 7 県土整備企業常任委員会による現地調査（1 泊 2 日）
9. 1 2 知事への申し入れ
9. 1 4 全員協議会
9. 2 7 本会議
・意見書案の可決
- 1 0. 2 4 本会議（休会予定日に開催）
・災害関連予算の可決

安否報告書

議員名	議員 (本人以外が記入の場合 お名前： 続柄)
安否	☐ 無事 ☐ 被害あり (人的、物的被害について具体的に記入)
現在の居所	☐ 自宅又は事務所 ☐ その他 (所在地、名称等を具体的に記入)
連絡方法 (可能なものすべてにチェック)	メール ☐ パソコン (アドレス：) ☐ 携帯電話 (アドレス：) FAX ☐ 自宅又は事務所 ☐ その他 (番号：) 電話 ☐ 自宅又は事務所 ☐ その他 (番号：) ☐ 携帯電話 (番号：) ☐ 災害用伝言ダイヤル (登録電話番号：) ☐ その他 (具体的に記入)
特記事項	

(様式2)

票 達 伝 報 情

発信者	議 員	区 分	☐ 要請・要望 ☐ 連 絡 ☐ 情報提供
発信日時	月 日 時 分		
発信元	☐ 自 宅 ☐ 事務所 ☐ その他（名称、電話番号等を記入）		
内 容	【 いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どのように 】		

受信日時	月日時分	伝達日時	月日時分
伝達先	☐ 正副議長 ☐ 全議員 ☐ 執行部（災害対策本部） ☐ その他（ ）		
処理結果等			

(様式 3)

議員 様

三重県議会議長

視察に関する情報提供書

視察者	組織・団体名（個人の場合は名前） 代表者（団体の場合）
視察日時	月 日（ ） 時 分～ 時 分
視察先	1 2 3
視察概要	
議員への 依頼事項	
その他	
事務局担当者	所属： 名前： mail： FAX： 電話：

